

令和3年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和3年3月10日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和3年3月10日 午後1時45分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	渡辺三義		中村佳代子			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	（棟方勝則）		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	総務課参事	高橋直人		
	国保児童診療所事務長	（丹野景広）	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、通告書の内容に従いまして、一般質問を進めていきたいと思えます。

今回、私からは、1番、2番ということで、まず、陸別の今後の福祉介護サービス事業提供体制について、まずお聞きしていきたいと思えます。

大きく最初に書きましたけれども、介護保険事業では、保険者として、障がい福祉サービス事業においては、支援費の支給決定者としての立場で、行政としては、町内の事業者に対してどのようにイニシアティブを取っていくのかということでお聞きしていきたいと思えます。

ここでは、イニシアティブという言葉を使いましたが、今後、陸別町においての陸別の障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画及び陸別町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定におきまして、これからこの3年間どのような連携であったり、そういったものを進めて、深めていくのかという点でお聞きしたいと思えます。

1番目として、高齢者の住まいと介護保険制度の連携強化ということでお聞きします。

第8期介護保険事業計画の基本指針にも含まれている内容のとおり、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて、町内事業者とはどのような連携をしていくのかというふうに挙げました。

ここで例として、私がこのように今回、一般質問の項目として挙げるというよりも、この間の総務常任委員会で行われました所管事務調査におきまして、担当部署よりたび

たび詳しく説明もいただきましたり、私、以前に、これまで議会においても同僚議員からも、この点におきまして様々な視点から質問があったことかと思うのですけれども、例として、要介護1及び2で、身体介護が必要になった場合、在宅介護が困難な町民が入居できる住まいがないことというふうに挙げました。この点について、新しく3年間の計画の策定に当たり、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、第8期介護保険事業計画については、第7期計画の取組を継承しつつ、また、第9期計画にもまたがった長期的スパンで取り組むものと、そのようになっております。

その中で、第8期計画期間におきましては、高齢者に対する課題と対応策について、町内の各事業者へ提供、また提案し、各事業の取組を強化していきたいと、そのように考えております。

特に、第8期の計画策定に向けた各事業者との連携・協議の中で、課題が浮き彫りになりました人材確保対策について、裾野を広げるために研修を実施することといたします。少しでも人材が育成され、各事業者の人材確保につながり、それによって高齢者の住まいと、介護保険制度の連携強化につながるものと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 第8期策定に当たりまして、7期で見た課題であったり、長いスパン、今後の9期に向けての取組ということで理解いたしました。

今回この質問、ポイントとしては、1番、2番というふうに分けていたのですけれども、その点も絡めての質問ということで、そのまま2番の内容について引き続きお聞きしたいと思います。

2番で、町内福祉施設の老朽化に伴う、その今後についてということで質問のほうを挙げさせていただきました。

今、町長お答えいただいた内容も含めまして、改めてお聞きすることになると思うのですけれども、今後、総合的な町内福祉サービスを考えていかなければいけない中で、この間、同僚議員からの質問もたびたびあった中で、陸別町において、よりよいサービス、高齢者一人一人のニーズに合ったようなサービスを今までも考えてきたと思うのですけれども、そういった中で、町内福祉施設の老朽化が実際に考えなければいけない状況になってきております。

サービス受給調整を行政、町は担う立場にあると思うのですけれども、福祉計画及び第8期陸別町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の、この3年間の中で、言葉にして挙げると、これまでもたびたび挙がってきたと思うのですけれども、中間施設の在り方、そういったものの議論の中で、実際に今の陸別町における高齢者のサービスが、こ

れで十分ではないというところもあったかもしれないし、町内事業者との連携の中で、陸別町でこういうサービスが必要ではないかというような、連携であったり協議の中で、どうしても今できないような状況がずっと続いていたのかもしれないのですけれども、そういったものを今後、陸別町の3年間、次の第9期に向けて、これからも議論として挙がっていくということで、専門家からの意見を取り入れてはどうかということで、話の内容を質問として挙げてみたのですけれども、実際、この点については、先に町長にお聞きすることができたのですけれども、改めて、どのように考えられるでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、改築を含めた施設の運営につきましては、基本的には、それぞれの事業所の考え、また、計画が前提と、そのように考えておりますが、町内福祉施設老朽化に伴う、その後につきましては、現在、特別養護老人ホームの老朽化に伴う建て替え計画がありまして、今後、恐らく数年間で行われることとなりますが、その中で、当町にとって課題となっている、議員もおっしゃいます中間施設問題も含めまして、事業主体である法人、さらには北海道と連携を取りながら取り組んでいきたいと、そのように思っております。

また同時に、各事業者とも情報の共有を図りまして、当町にとって必要な中間施設整備に向けて取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

これまでも、先行している他の市町村、また、町外の事業所、また、道、振興局から情報をいただきながら検討してきた経緯がありますので、それを継続しつつ、さらなる専門的見解を必要とする場合において、御意見・御提案をいただけるような体制で取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ありがとうございます。

私が改めて3月定例会の一般質問の中で取り上げるにしても、本当に恐縮なぐらい今まで議員の皆様から、陸別町の高齢者サービスの向上ということで挙げられてきた言葉であるし、内容かと思えます。その点で、町としてもこれからの陸別町の老後のサービスとして必要なものだということで考えられてきたと思うのですけれども、これからも町内事業者において、ちょうどこのタイミングとして、第8期の計画策定に当たりまして、総務常任委員会での所管事務調査においてもそうですし、すごく重要なタイミングかなということで、こういった質問を私から大変恐縮なのですが、挙げさせていただきました。

ただいま町長からありました回答のように、町内事業者、老朽化に伴って、陸別町としてこういうサービスがどうしても必要だということ、事業者の理解とともに、今後の陸別で老後を安心して住み続けられるようなまちづくりが推進されていくことを望みたいと思います。

この点につきまして、9期に向けてということで、新たに私からも質問を挙げるかもしれないのですが、その点につきましては、私も町内事業者からいろいろなお話を聞く中で、またお聞きできればなと思います。

では、2番目に移りまして、アクティブシニア・若者の移住交流促進についてということでお聞きしたいと思います。

この点に関しまして、私が一般質問の項目として挙げさせていただきまして、先んじてお聞きすることになってしまうのですが、新年度予算にも232万1,000円の予算が計上されているところで、昨日の町政執行方針の中でも町長から触れられていたところについてお聞きしていきたいと思います。

ワーケーションモニターという言葉についてもお聞きすることになると思うのですが、このワーケーションという言葉、古くは2000年ぐらいから言葉自体は当たり前のように使われていたようで、最近、コロナ禍におきまして、テレワークであったりリモートワーク、自分の職場に行って仕事をするというような状況ではなく、遠隔で仕事、業務を進めていくという働き方。今までは、ある特定の限られ職種の方にはしか選択肢にはなかったものなのかもしれないのですが、引き続きコロナ禍において、誰しものが、どの企業においても推進していくことが求められる時代になってきております。そういった中で、新年度からこういった取組がされるということで、すごく関心が高く、気にしている事業であります。

私からは、先に聞くことになってしまうのですが、陸別町におきまして、ワーケーションモニター、企業であったり、ある意味、フリーランスであったり個人事業主の方というものを対象にするのかもしれませんが、こういった業種であったり、方を対象にして、モニターを募るに当たりまして、改めて陸別町の魅力が何であるのかというところ、そういったところをお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、お答えしたいと思います。先ほどの質問にちょっと戻るのですが、納得していただいたとは思っているのですが、事前の質問通告書の中で、私も目を通させていただいたのですが、この中で、第6期陸別町障がい福祉計画の文面も入ってございましたので、ちょっと余分かもしれませんが、私の考えも今お話ししたいなと思います。

第6期の障がい福祉計画における、今後3年間の障害福祉サービスの利用見込みは、ほぼ横ばいと、そのように予測しております。

また、町内の居住系サービスの提供体制につきましては、現状では、施設入所支援、みどりの園、とまむ園、充足していると、そのように考えておきまして、施設の再編について、町が主導する予定はありませんが、事業者から協議や相談があれば随時対応していくと、そのように考えております。

ちょっと戻ってしまいましたが、それでは、ワーケーションモニターの取組について

お答えしたいと思います。

ワーケーションとは、ワーク、これは労働、それとバケーション、休暇です。これを組み合わせた造語というか、言葉でありまして、観光地やリゾート地で、休暇を兼ねてリモートワークを行うという働き方があります。

当町では、これまで移住につなげる様々な取組を行ってきておりますが、その取組の一つとしまして、陸別町をベースとしたリモートワークの可能性を掘り起こすために実施しようとするものであります。参加者を募りまして、実際に1週間ほどリモートワークをしてもらうワーケーション体験を、参加してもらうことで、生活環境や通信環境についてのフィードバックいただくことで、リモートの可能性と、その環境向上へつなげる取組としていきたいと、そのように考えております。

陸別町東京事務所などを通して、首都圏所在の企業等に募集を行う予定です。その際、今までの活動等につながりのある企業への声かけ、また、SNS等で情報の発信、募集を行う予定であります。募集は、二組ほど予定しております。

また、ワーケーションを行う場所は、ぷらっとや移住体験住宅などを想定しております。

ワーケーションの受入れ態勢の構築や受入れに関わるノウハウなどを得るため、町独自の活動のほか、北海道の事業でもある北海道型ワーケーション事業とも連携していく考えであります。

また、陸別町の何を最たる魅力としてモニターを募ろうと考えているのかということですが、陸別町の観光資源であります陸別鉄道、また、銀河の森天文台などを中心に、町内の豊かな自然、道東観光に最適な位置にあることも十分にアピールしていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） まず、自分の通告書の内容に当たりまして、改めてお答えいただきましてありがとうございます。

今、ワーケーションモニターの取組について、町長のこれからの事業の取組についてお聞かせいただきました。

陸別町の何を最たる魅力として、モニターを募ろうというところにおきまして、陸別町はかねてから、自分も陸別という町で育って、その魅力として、ここは日本一寒い町であるということが陸別町の観光資源の最も大きなものであると思うのですが、そういったものと併せというか、陸別町の魅力としては、広大な自然であったり、森林に囲まれているというような魅力もあると思いますので、実際に陸別町東京事務所を通してということで、都会の人がバケーション、今ワーケーションの言葉の説明もありましたとおり、仕事とバケーション、休暇というものを併せて、この陸別町において、楽しみながら仕事をするという場所にはとてもいい場所ではないかというふうに自分も思っておりますので、すごく期待して、私もモニターの方がここで楽しんでワークをし

てもらうことを期待しております。

今、町長からの回答の中にもありましたとおり、SNSを通じたりということでありましたが、かねてから私も質問の中で、陸別町の魅力を発信したり、移住促進について、どういうふうに促進していくのかということで、陸別町のツイッターであったりホームページであったり、そういったものの活用についてはお聞きしたかと思えます。

実際に情報発信はこれまでも十分にされているかと思うのですが、こういったワーケーションモニターということで、企業が陸別に来るというタイミング、機会をすごく大事に、大切にしていくというふうに考えると、ワーケーションモニターで、二組ということでお聞きましたが、実際に体験された後、そういったものを体験されてから、その後の展開についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思えます。実際に企業が陸別でワーケーションをして、どういった活動をして、それを実際に広めていけるのか。実際に企業、まず二組なのかはあれなのですが、陸別町でワーケーションをした方、企業への、実際に陸別町への移住促進につながるようなことについて、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員からは前にも質問で、今おっしゃられたようなことも十分参考にさせていただいていると思っております。

まず、モニターを募る事業としましては、当町をベースとしたワーケーションの可能性を探り、参加者による情報発信、また、陸別町東京事務所や地元からの情報発信により、交流人口・関係人口を増やす取組としたいと、そのように考えております。

まずは、大きく広げるのではなくて、きっかけは、当町との関わりのある企業から進め、少しずつ取り組んでいけたらというふうに考えております。

移住・交流促進全体についてですが、さきにも触れましたように、交流人口・関係人口を増やして、最終的に、議員もおっしゃる移住・定住につながる取組を続けていきたいと、そのように考えております。

例えば十勝地域と東京の台東・墨田区、この連携交流事業など、都市部との交流もその取組の一つと考えますが、陸別町として継続して実施しております移住に対する取組として、町のホームページでの情報の発信、その中で、陸別町の紹介動画を公表しております。また、道外で開催される移住フェアに参加したり、町内での移住体験として、ちょっと暮らし体験を継続する中で、体験者の体験談を公開するなどしております。これらにつきましては、陸別町東京事務所からも情報発信をさせていただいております。

今後も移住・交流対策を継続する中で、独自の情報発信のほか、各メディアの活用なども出てくるのではないかと考えております。そんな中で陸別町の移住等につながればと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 私が今まで質問したことについても触れていただいております。

とうございます。

ここの質問の中にも書いてあるとおり、メディアの活用ということで、今、町長のお答えの中からも聞かれましたとおり、実際にワーケーションにつきまして、質問するに当たり調べたところ、大企業というか、航空関連の会社であったり、いろいろなところの事例というのでも出てきたところなのではございますけれども、そういったものを地方自治体におきまして受入れるということにつきまして、企業側のメリットであったり、陸別町というところにも関係人口であったり交流人口をとということで、双方にとってメリットのある事業かなというふうに思いますので、企業側にとっては、そこで働いている社員の方の、ワークライフバランスという言葉もあるとおり、陸別に来てくれる方にとっても、こういった自然に囲まれた陸別に来ることによって心が豊かなまま、休みを取りながら仕事に関わってもらったりということで、そういった可能性がある本当に魅力溢れる町だと思いますので、この事業につきまして、陸別町において、新年度、移住につながるような機会になることを期待しております。

これで、私の一般質問、2点でしたが、触れさせていただきましたので、終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このコロナ禍の中ですから、いろいろ動きにも束縛されて、規制も出てくるのですが、議員もまた何かいろいろな御意見等があれば私どものほうに発信していただきたいと、そのようにお願いします。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 3番久保であります。

それでは、通告に従いまして、今日は、町有林拡大事業の推進と新たな森林経営管理制度及び町税条例の一部改正に伴う固定資産税課税標準額の特例措置につきまして、町長にお伺いします。

それでは最初に、町有林拡大事業の推進と新たな森林経営管理制度につきましてお伺いします。

当町は、誰しもが御承知のように、総土地面積6万890ヘクタールの8割以上を森林が占める町で、直近の農林業センサスの数値で見ても、その面積は5万1,440ヘクタール余りで、現況面積においても4万9,000ヘクタール余りになっております。この林野面積5万1,440ヘクタールの内訳を見ますと、その面積は、国有

林が3万8,249ヘクタールで、残る1万3,191ヘクタールが民有林ということになりますが、そのうち1,466ヘクタールが公有林、いわゆる町有林でありまして、私有林は、残る1万1,725ヘクタールということでもあります。

この公有林という言い表した方ではありますが、これは、1951年、昭和26年以降、国有林以外の全てをまとめて民有林とすることになっていて、そのうち都道府県や市町村などが所有する森林及び原野を公有林としているようでありまして、農林業センサスなどの統計数値もそのようになっております。

整理して申し上げますと、今日の質問の中では、公有林イコール町有林としますが、森林法上においては、町有林についても民有林にくくられるということでもありますから、民有林のうちの町有林以外のものを私有林と、そのように言い表しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

近年、森林に対する要求が環境重視の政策体系にシフトしてきていることや、木材価格の低迷等に起因する私有林の管理問題などと絡んで、森林には多面的機能が求められる様相になってきており、地域森林管理の主体として、市町村の役割に期待が高まっております。

このようなことから、国は、市町村が森林を自ら取得して管理する公有林化政策を提示して、森林法の一部を改正する法律を施行し、森林施業における市町村の権限強化を図って、地域資源の計画主体としての役割を強めて今日に至っております。道におきましても平成14年に北海道森林づくり条例を制定して、道有林野の管理運営について定めるとともに、森林所有者の責務、道民の役割と事業者の役割などにも及ぶ内容になっております。

当町における町有林の拡大事業につきましては、今年度も約38ヘクタールを取得しておりますが、近年の状況を歳入歳出決算書の財産に関する調書から拾ってみますと、令和元年度が5ヘクタール余り、平成30年度が74ヘクタール余り、平成29年度が56ヘクタール余り、平成28年度は4ヘクタール弱、そして平成27年度は7ヘクタール余りの増加となっております。

国の公有林化政策に関して、今年度、令和2年度の森林・山村対策及び国土保全対策としての地方財政措置の概要を見ても、例えば森林を手放したい意向の所有者が市町村に寄附や売却を希望している場合の事前の境界測量経費などを全額、特別地方交付税の対象として、市町村が寄附等により森林の公的な管理を進めやすい環境を整え、市町村主体の森林整備を推進すると、そのようにしております。

さきに述べました森林法の一部を改正する法律の施行、これは、逐次に行われてきているものでありますが、平成5年度以降は、公有林等における間伐等の促進に普通地方交付税を、間伐等特措法に基づく特定間伐等の実施に特別地方交付税が充てられているようでもありますし、また、森林の公有林化につきましては、地球環境保全の見地から、保全・活用を図る森林の取得及び作業所、そして林道等施設の整備や荒廃林地の取得や

整備に関する地域活性化事業債の起債が認められるようになっております。

さらに、この地域活性化事業債の起債につきましては、平成10年度以降、就農希望者等に対する研修施設や農林産物の試験研究等の施設整備にも活用できるように拡大されております。

ここまでは、森林の公有林化に対する国の財政措置について述べさせていただきましたが、これらは、そのごく一部にすぎないものと思っております。そのようなことではありますが、当町の、ただいま申し上げました分野における施策において、この国の財政措置をどのように活用されているのか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の答えなのですが、現在、町有林の取得等の公有林化に対する国の財政措置はございません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま御答弁いただいたわけではありますが、この内容を繰り返すことになってしまいますが、国が示している財政支援、一応これも繰り返すことになってしまいますが、森林所有者が寄附や売却を希望している場合の事前の境界測量、これには、先ほど申し上げましたが、特別地方交付税、それから、取得して町有林にするに当たっては、地域活性化事業債が起債できると。それから、町有林化後の維持管理などには、既に取り組みられておりますが、普通地方交付税の対象になっていると、そのように理解しております。市町村による公有林化への財政支援について、取得額の一定割合を補助している県、全国を見ましたら、あるようではありますが、北海道では、残念ながらそのようにはなっていないようであります。

少し古いものではあります。林業経済研究という業界紙に、当町の公有林化の取組が掲載されておりましたので、関係する部分を紹介したいと思います。これは記事の内容であります。

「陸別町による公有林化は、銀河の森という森林公園用地として、平成10年度、地球環境保全林事業を利用して72ヘクタールの国有地を取得したものである。取得対象の森林は、交通の利便性、森林公園としての優れた景観等から検討されたものであり、地域内の森林管理という観点から検討されたものではない。陸別町においては、地域森林管理の主体としての役割を担っていくことについては消極的である。町有林を積極的に広げていこうという考えも持っていない」と、このようになっているわけでありませぬ。

このこと自体をあれこれ述べるものではありませんが、冒頭でも触れましたように、当町は以前から私有林の寄附や売却希望者の意向に沿う形で町有林を拡大してきたものと思っております。国の公有林化を目指すところは、冒頭で述べさせていただきましたが、市町村は具体的に何を目的に取り組んでいるのかということでありまして、先ほどの業界紙の記事を引用させていただきますと、ほかに数例掲載されておりますが、その

中の2例について述べさせていただきます。

まずは、日高管内平取町、ここは、地域環境保全林事業を活用して、アイヌ文化の伝承のための私有林を取得して保全しております。また、上川管内下川町の林業、これは豊富な国有林材に支えられてきたのが、最近の国の林野政策の変遷によって、国有林から出材料が激減していることに対応して、森林組合を中核とした地域林業システムの構築を目指して、国有林を買い入れたものであります。御承知のように、ここは木質バイオマスの先進地として名高い町でありまして、私ども議会でも、数年前になりますが、視察させていただいた経緯があります。特筆すべきは、町有林を1.5倍の面積にまで拡大して、3,000ヘクタール余りとして、年間平均伐採量を50ヘクタールとして、伐期60年の施業体系を取っていることでもあります。このほか、漁業に関係する町では、水産資源を守るための漁場保全に資するために森林を確保するなど、それぞれに理由があって町有林等の拡大に努めておりますが、当町が町有林拡大事業として、施策として掲げ、それに取り組む目的が何なのか改めてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町有林の拡大事業についてでございますが、これは、平成25年度より開始しまして、現在までに購入13件、約192ヘクタール、寄附の受入れが4件、約14ヘクタール、合計206ヘクタールを取得してまいりました。

本事業としましては、森林の適正な管理による荒廃の防止、また、無立木地の解消、長期的展望での林業事業体の事業量確保等を目的としているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この町有林を拡大する事業につきましては、6年前になりますが、地方版総合戦略の取組に併せまして、国の交付金を活用した未立木地の公有林化をお願いした経緯がございます。当時は、交付金事業に組み入れるのは難しいとはしつつも、伐採跡地が増えている中で、私有林の造林促進事業だけでは未立木地の解消に追いつかないことから、町が取得して町有林を増やしていくことも一つの方法かと、そのようなお考えを示されておりました。

しかしながら、直接的な森林管理は、町の財政には軽くはない負担が伴うものであります。歳入歳出決算審査に際して、議案説明資料としてしていただいております町有林管理事業収支を直近の3年度分について見てみますと、令和元年度については、素材売払収入が例年に比べてかなり大きな金額になったことで、基金などで補う形にはなっておりませんが、平成29年度、30年度については、共に基金を取崩し、さらに一般財源も充てております。これは当町に限ったことではないと思っておりますが、そのことが公有林化政策の進展を妨げる一因にもなっているのではないかとおっしゃっております。

したがって、町有林の拡大に積極的な意義を見出すとすれば、やはりそれは地域振興や土地利用計画と結びついた特定の森林利用、保全において実施されるべきもので、必然的には、町不在私有林の管理放棄林への対応にとどめるべきとの考えもあるこ

とは間違いありません。

いずれにしましても、森林組合を含めた事業者のなりわいに町有林の果たす役割は大きいものと思っております。当町の施策としての町有林拡大の事業の今後の取り組み方ではありますが、先ほど目的を御答弁いただきましたが、積極的にとまではいかないまでも、能動的には捉えていくのか、あるいは寄附等の希望があった場合の対応にとどめておくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町有林の拡大事業に関する方針でございますが、現在の森林の所有者から売却の申出がある場合については、まず第1に、森林組合を通して、隣接地の所有者を中心に新たな買入れ希望者を捜すものとしております。隣接地の所有者に購入希望がない場合、または隣接地が町有地の場合などについては、その当外地への道路状況、これは施業のやりやすさ等なのですが、また、立木の現況、土地の形状を調査し、長期的に町の資産形成に資することが期待できる物件のみを町有林拡大事業の購入対象と、そのように判断をしております。

また、寄附の受入れにつきましても、全ての申出を受け入れるのではなくて、町としての利用価値を検討し、受入れの判断をすることとしております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 施策としての町有林拡大事業の取り組み方に関するお考えをただいま伺いましたが、さきにも述べさせていただきましたように、いずれにしましても、町不在私有林の荒廃の問題を放置するものにはならないと思っております。以前にもお伺いしていることではありますが、当町が取り組んでおります町有林拡大事業に対するスタンス、これは答弁を重複するような形になりますが、再造林されていない伐採跡地で、民間では売買されない一定規模を持った林地については町が購入し、町有林として森林整備を図ることとして、事業を進めている、そのようなお考えを既に示されておりました。そして、所有者不明の林地については、これは3年ほど前の時点ではあります、ないわけでもないと思われるが、把握はできていないとして、既に整備が終わっていると思われませんが、林地台帳を整備する際に一定程度は出てくるのではないかということでありました。

このような経緯の中で、冒頭でも述べさせていただきましたように、当町は、森林資源保全の一環として、徐々にではありますが、私有林の町有林化を推し進めております。

また、国レベルでは、森林所有者の高齢化と、それに伴う担い手不足によって、手入れの行き届かない森林の整備に充てるため、平成31年度に、国民一人一人が等しく負担を分かち合う森林環境譲与税の令和6年度からの賦課徴収と、それを財源として、都道府県及び市町村に森林環境譲与税を譲与するとともに、新たな森林経営管理制度を導入しております。

なお、森林環境譲与税の譲与に当たっては、森林現場における諸課題に早期に対応する必要があり、後年における森林環境税による補填を前提に、前倒しで令和元年度から実施されております。

この森林環境譲与税の運用についてであります。先ほども述べさせていただきましたが、町有林管理事業には、一般財源による歳出を伴うことが往々にして多いわけであり、この一般財源の持ち出しを極力抑えるためにも基金を設置して、森林環境譲与税譲与額の一定額を複数年積立てた上で、事業を予算化する方法を取っておりますが、昨年度及び今年度と事業が行われ、または計画されておりました、予算の審議等において説明を受けているところでありますが、その成果についてお伺いするとともに、ただいま申し上げましたように、今年度及び次年度共に、基金の多くを作業道等の補修に充てておりますが、今後において、基金として複数年積立てた上で、実施するような比較的事業費の大きな、このような施策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町森林環境譲与税基金につきましては、令和元年度に設置しまして、基金充当事業として、現在まで2年の事業を実施しております。

令和元年度につきましては、森林の所有者に今後の施業意欲等の意向確認を実施するために、約3万1,000円支出しております。令和2年度につきましては、ふれあいの森看板設置、作業道補修2,885メートル、作業員用装備品及び安全講習等の受講料助成、キクイムシ被害拡大防止に関わる特殊地ごしらえなどに約1,699万4,000円を支出する見込みとなっております。

これらの事業は、森林環境譲与税の目的とする森林整備の推進、事業量の増加に効果があったものと、そのように考えております。

町への今後の森林環境譲与税額は、令和3年度2,677万5,000円、令和4年から5年度3,465万円、令和6年度以降は4,252万6,000円を見込んでおります。

陸別町環境譲与税基金を活用することにより、年度間の調整機能があるため、大型事業の実施が可能となりますが、令和4年度以降の事業については、まだ確定しておりません。

今後の森林環境譲与税事業の用途につきましては、本来の目的であります森林整備の推進及び事業量の増大につなげる事業を関係者と協議し、進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 国は、森林環境譲与税の譲与を受けて行う森林整備を円滑に実施できるよう、あらかじめ事業内容と実施体制等について、森林組合や林業事業者等の意向を把握した上で検討を進めていただきたいとの考えを示しておりましたが、これに対して、これは以前にお伺いしているところでありますが、当町では、複数回の説明会

や意見交換会が開催されてることでありました。

また、町のホームページには、森林環境譲与税の活用に向けて基本方針が掲載されておりますし、ただいま答弁をいただきましたが、使途につきましても、令和元年度分が公表されております。

当町には、令和2年4月1日に施行された森林環境整備事業補助金交付要綱がございます。これは、森林環境譲与税の譲与を受けて行う森林整備に対応したものと思っております。この要綱では、補助金は、陸別町森林組合等に委託して行う事業に対して交付するとなっておりますが、この森林組合等とは、先ほどの森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に掲げられております、町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者6者、これを指すものと理解してよいのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町森林環境整備事業補助金交付要綱第2条の森林組合等とは、町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者6者を指定するものではございません。森林組合以外の団体が委託されて事業を実施した場合も対象とするため、森林組合等としております。

過去に森林組合以外に公共の補助申請を受け、事業を取りまとめて実施していた団体ございました。しかし、現在は森林組合のほかにも、委託されて事業を実施する団体はございません。

現在、陸別町森林環境整備事業補助金交付要綱については、令和3年度事業内容を想定しての改正を検討しております。その中で、御指摘の部分も含めて、文言整理も実施していきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 次の質問も、ただいま要綱の改正も検討しているということですが、それに関わるのかもしれませんが、質問を続けさせていただきたいと思っております。

昨年12月議会定例会における一般会計歳入歳出補正予算の審議に際していただいた、森林環境譲与税事業に関する説明資料では、森林環境整備事業補助金交付要綱が改正された記載がございました。要綱第2条の補助対象及び補助金の額に民有林整備事業を加えたとする内容でありました。

この民有林というくくりであります。他の市町村の要綱を幾つか見てみましても、いずれも民有林ではなく私有林と表示されていて、冒頭でも民有林の定義について申し上げておりますが、それらを承知された中で、当町の民有林というくくりは、町有林と私有林を合わせたものと、そのような理解でよろしいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 昨年12月の定例議会で説明させていただきました森林環境整備事業補助金交付要綱でございますが、これの同要綱の第2条で規定する民有林整備事

業についてですが、この場合の民有林には町有林は含まれておりません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 同じような質問になるのですが、先ほどの森林環境整備事業補助金交付要綱第2条の補助対象及び補助金の額、第1項第2号に掲げられた森林作業道等の補修事業、この対象についても同じような考えで、町有林は含まれないと、そういうことなのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 森林作業道補修事業の対象につきましては、私有林のみが対象となっております。

譲与税事業の中には、今、議員おっしゃるように、町有林等々を入れられないことがありますので、先ほども申しましたが、順次文言の改正等をしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この民有林という表示の取扱い方ですが、一応私の考えに基づいて、これから先、また質問を続けさせていただきますが、森林環境譲与税の譲与を受けるに当たって、令和元年9月に制定された陸別町森林環境譲与税基金条例の第1条設置には、陸別町における森林の整備に関する施策や担い手の確保及び人材育成、木材利用の促進や普及及び啓発等の森林整備及び促進に必要な事業に要する財源に充てるためと。広く町内の森林の整備に関する施策としております。

その対象となる森林の範囲についてであります。これは国の考え方であり、国の考え方で、この後、質問いたします新たな森林経営管理制度にも関係することです。国の考えといたしましては、市町村に配分される森林環境譲与税の用途における町有林整備の位置づけについて、国の基本的な考え方は、地域の実情に応じて、法令に定める範囲内で事業を幅広く弾力的に実施できるものとして、地方譲与税なので、国として用途の詳細な範囲を示すのはなじまないとしております。

市町村等が検討する上で参考となる事例には言及しておりますので、幾つかありますが、その中から3点挙げさせていただきますと、一つ目が市町村が行う森林の公的な管理や新たな森林管理システムの円滑な実施、二つ目が境界の確定、三つ目が公有林の整備と、そのようになっております。ほかにも、ただいま申し上げましたように、何点か掲げられておりますが、今日の質疑に関するもののみを述べさせていただきました。

さらに、その具体例を他の県の取組の中から拾って見ますと、例えば三重県では、人工林だけではなく天然林、公有林、それから財産区有林についても市町村の判断で実施可能としておりますし、大分県は、手入れ不足になっている森林に対して、市町村が経営管理権を設定した場合の活用を想定しております。したがって、森林環境税の用途としての町有林整備への活用が、この制度の想定範囲を超えるものではないと私は

考えております。

森林環境整備事業補助金交付要綱の話に戻りますが、これに基づいて、森林環境譲与税事業を行うためのフローチャートであります。先ほど森林組合を絡む委託に関する答弁もいただいておりますが、このフローチャートであります。要綱を見て考えますと、森林所有者は森林組合等に作業を委託し、それを受託した森林組合等は補助金交付申請、補助金の受領及び精算、これを補助事業者指定されている森林組合長に委任することになります。委任を受けた森林組合長は、町長に対し、要綱に基づいて補助金交付申請を行うと。結果として、要綱第2条第1項第3号に規定の補助金交付申請等に係る事務費は森林組合に交付されるものと。一連の流れとしては、そのようになると理解してよいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃる今の要綱第2条第1項第3号に規定される補助金交付申請等に関わる事務費につきましては、森林組合のみが対象ということになります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、同じような趣旨の質問になるのですが、森林所有者から事業の委託を受けた事業者、これは森林組合等となっているのですが、要綱では、今申し上げましたように森林組合等なのですが、その等の部分なのですが、その者を補助事業者とするシンプルな取扱いにしないことに特段の理由があるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、ほとんどの山林所有者は、森林経営を森林組合に委託しております。委託された森林組合が森林経営計画を作成し、森林整備事業を実施しております。個人で経営計画を策定している方も含めて、町内の全ての私有林の公共の補助金申請については森林組合が実施していると、そのような状況となっております。

さきの質問でお答えさせていただきましたが、陸別町森林環境整備事業補助金交付要綱につきましては、令和3年度事業実施に向けて、現在、改正を検討している最中でありまして、併せて、先ほども申しましたが、文言の検討も進めていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ここまでお伺いした取扱いについては、当町にある森林経営計画が一つの要件になっていることは十分理解できるところでありまして、現実には、一つしかないのか、計画は森林組合が持っているものだけなのかも分かりませんが、過去には、もう一つ、二つぐらいあったように聞いた記憶がございます。このことは別といたしまして、質問を続けますが、従前から当町には森林環境保全整備実施要領、これは平成14年3月29日付林野庁長官通知であります。さらに、国または北

海道が実施する補助金、交付金事業に基づいて実施される民有林造林促進事業がございます。さきに述べましたが、森林環境整備事業補助金交付要綱に民有林整備事業を加える改正を行ったことによりまして、それまで実施されてきた事業と名称が似通っておりますし、事業内容においても重なるものがあるように思います。

具体的な取扱いにおいては、民有林造林促進事業と森林環境譲与税事業としての民有林整備事業とは理論的な区別ができていますものと思いますが、その前提となるのが民有林整備事業は、公共事業の該当にならないものを対象とすると、このようにしていることになるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町の民有林造林促進事業、これは平成12年からの事業でございますが、公共など国や道の造林事業補助金を申請して実施した森林整備事業に対して、その補助残の自己負担分を軽減するための補助金を町独自で整備した事業と、そのようになります。

陸別町森林環境整備事業での民有林整備事業は、国や道の造林補助金を申請できない森林整備事業に対しまして、公共の内容に準じた町独自の助成を実施するものでございますので、民有林整備事業は、国や道の補助事業の該当にならないものを対象とするということとなります。

御指摘の名称が似ている点も含めて、要綱改正時に検討させていただきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは続けます。

これは、森林環境整備事業とは直接的な関係があるのか、ないのかもちょっと私も理解しておりませんが、当町には、平成23年7月に施行されている森林整備地域活動支援交付金実施要領というものがございます。この取扱いが森林整備にどのように関わっているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町森林整備地域活動支援交付金についてですが、平成14年度から第1期目が開始され、当初は、森林整備事業を実施する森林を団地ごとに町と協定を結びまして、地域活動として、作業道の整備のほか、山林所有者への配分金がありました。事業に要する財源といたしまして、国費50%、道費25%、町が25%となっており、当町も平成14年度より平成22年度まで事業を実施しておりました。

事業の開始時より、国の要領が年々改正されまして、当初の制度は大幅に変更されており、平成23年度以降は事業実施が難しいと判断しまして、事業実施を断念しております。近年では、十勝での実施の市町村はないと、そのように伺っているところであります。森林組合とも協議をしておりますが、今後についても、今のところ実施する見込みはございませんが、国の動向を注視して、事業を活用できる状況になれば、そのとき

は検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの質問の現在の取組状況につきましては、ただいまの答弁で理解しているところでございます。今後これがまた表に出るのか出ないのか分かりませんが、現状は理解させていただきました。

それでは、新たな森林経営管理制度についてお伺いいたします。

これは、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を目的に、森林環境譲与税の譲与に併せて法整備されたものであります。

具体的には、市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に、森林所有者の意向を確認し、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林については、経営管理権集積計画を定めて、森林所有者から経営や管理について委託を受ける経営管理権を取得した後、林業経営に適した森林には、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に再委託する経営管理実施権を設定することになります。一方で、林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自らが市町村森林経営管理事業を実施するとになる仕組みであります。

市町村による森林所有者への意向調査、これは森林組合によるこれまでの森林経営計画への所有者の編入や施業集約化への働きかけに市町村が介入することで、近隣森林において既に森林経営計画を作成している森林組合等に経営管理を委ね、計画の変更で対応することを基本としておりますが、そのような場合において、森林所有者が不明の森林などが森林経営計画の推進の障害となっているときには、市町村が経営管理権を取得できることが制度化されております。

これらの取組については、2年ほど前にお伺いした経緯がございますが、当時は、経営管理権や経営管理実施権、そして経営管理権集積計画などについては、防災上やむを得ない場合など、必要になったときに作成するとしておりましたが、現時点においてもその状況に変わりがないか、お伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この森林経営管理法につきましては、令和元年度に制定されておりました、森林の整備が行き届いていない森林を調査し、山林所有者の確認や今後の経営管理について意向確認しまして、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、森林整備を進めていこうとするものでございます。

町としましては、意向調査は既に実施済みでありまして、今後は、連絡の取れなかった山林所有者の追跡調査を実施する予定でございますが、意向調査の結果により、森林経営管理制度による森林整備の実施は考えておりません。森林整備については、今まで

どおり森林経営計画に入ってもらふことを想定しております。

森林経営管理制度については、2年前にお答えしたとおり、防災上やむを得ない場合などに、必要なときに検討することとしております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの質問について、2年前と基本的な考え方は変わらないという御答弁をいただきました。

これから申し上げることにつきましては、今日は答弁はよろしいかと思いますが、これは私の思い込みというか、思いであります、新年度予算で地域山林活性化推進事業というのがございます。この内容を見たら、森林環境譲与税事業として、次年度から新たに取られるものでありまして、目的そのものが、まさに新たな森林経営管理制度に沿うものと私は思うわけであります。

したがって、経営管理権等の設定に対する姿勢は、ただいまの答弁でいただきましたが、2年前よりは、新たな森林経営管理制度に取り組む姿勢としては前進しているのではないかと私は思っております。ただいま申し上げましたように、この答弁はよろしいかと思っております。

それでは、本日通告のテーマの町有林拡大事業の推進と新たな森林経営管理制度に関するまとめの形になりますが、新たな森林経営管理制度に基づく森林管理システムは、森林環境譲与税との結びつきが強いものであることは申し上げるまでもないことであります。森林環境譲与税の活用に関する国の基本的な考え方として、譲与税は、森林経営管理制度に係る取組に優先的に活用することとして、その上で、経営管理計画認定森林の整備を着実に進めるため、譲与税を活用した新たな市町村単独事業を創設、実施すると、そのようにしております。

このようなことから、新たな森林経営管理制度に基づく森林管理システムは、森林所有者における経営管理の責務を明確化しなければならないため、その第1段階として、各森林所有者の森林経営に対する意向を聞き取る必要があります。先ほど答弁もいただいているところでありますが、公表が義務づけられております森林環境譲与税の使途に関する初年度の令和元年度分を見ますと、最も多いのが、当町においても同様であります。意向調査と境界調査ということになっております。

その上で、これも公表が義務づけられております森林環境譲与税の活用に向けた基本方針、令和元年度から令和5年度までの考え方がありますが、これに示された事業を森林環境整備事業補助金交付要綱に基づいて具体的に取り進められることになるものと思っております。

この事業に取り組んでおります自治体の大まかな動向としましては、意向調査等を前提に森林経営計画の策定がなされていない森林の整備や、従来、未整備であった森林における新規作業道の開設、さらには森林環境教育などの啓発事業などが掲げられております。

いずれにしても、この森林環境譲与税活用の目的は、整備量の増加を図ることとされており、既存の補助事業等に上乘せするものではないとする観点から、例えば当町でも既に取り組みされている未来につなぐ森づくり推進事業などには充当しないものとされております。公表されております数値では、当町の私有林は、森林経営計画を作成して、所有者自らによって整備が進められている森林は7割となっておりますが、計画が未認定の所有者に対する今後の森林経営の意向調査では、180件の調査書送付で75件の回答となっております。今後についても、造林未栽地の植栽の推進のため、森林経営計画の加入を検討課題として、森林整備を進めていくと、このようにしております。

それでは、私に与えられた質問時間の残りが少なくなっておりますが、二つ目のテーマであります町税条例の一部改正に伴う固定資産税課税標準額の特例措置につきまして伺います。

昨年7月30日の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当町の町税条例等の一部改正案が昨年6月議会定例会に提案され、可決されております。これは、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人町民税や固定資産税等に係る特例措置を講ずることなどを目的とするものであります。

今日は、その中から固定資産税の課税標準額特例、そして、それに係る地域決定型地方税制特例措置、いわゆる通称「わがまち特例」につきまして伺います。

最初に、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同10月までの間における連続する3か月間の事業収入が前年同期に比べて3割以上減少した中小企業者が事業の用に供する家屋及び償却資産について、令和3年度における課税標準額を減少割合に応じて全額または半額を減額する特例制度が新設されておりますが、基準額の起算日が過ぎた現在、これに該当する事例があるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の件につきましては、令和3年度課税の固定資産税のみに適用される制度であります。申告期限は本年2月1日までで、受け付けにつきましては既に終了しております。

該当の事例があるかということですが、申告のありました中小企業者では、事業収入の減少が50%以上の全額軽減は4法人、1個人。事業収入の減少が30%以上50%未満の2分の1軽減、これは5法人、2個人でありまして、合計で9法人、3個人の12件、軽減見込税額につきましては88万700円と、そのようになっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 課税標準額に係る特例制度のもう一つであります。生産性向上特別措置法の施行、これは平成30年6月6日のことですが、これに伴う中小企業者支援につきましては、機械や設備の更新に係る固定資産税を3年間、市町村の判

断でゼロから2分の1の範囲に軽減するもので、当町を含め全国の大半の市町村が全額減額する関連条例の制定を進めてきております。

具体的には、市町村が導入促進基本計画を策定し、国の同意を得て行う事業について、当該市町村から先端設備等導入計画の認定を受けることで税制の支援が受けられるもので、中小企業者が市区町村に申請するに当たっては、あらかじめ認定経営革新等支援機関の**確認**を受ける必要があります、当町におけるその機関は、陸別町商工会と帯広信用金庫陸別支店ということでありました。

まず、現在までにおける町内中小企業者の認定状況についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この制度につきましては、令和元年度分から適用となっております。まして、令和3年3月31日までの制度ということになっております。

まず、陸別町での生産性向上特別措置法に基づきます先端設備等導入計画の認定数につきましては11件、そのうち町内の中小企業は9件であります。

また、軽減措置の適用件数と軽減額を申し上げますと、令和元年度が1社、1設備で、軽減額は5万8,900円。令和2年度が4社、5設備で57万9,200円、このうち新規は3社、4設備で54万2,000円であります。令和3年度が8社、10設備で112万1,100円、このうち新規は5社、5設備で72万4,500円ということになっています。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、計画に該当する事業の用に供する家屋及び構築物を、これは昨年の町税条例の改正のときに出されたものでありますが、今年度末までに取得した場合の固定資産税課税標準額を、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年間、全額を減額する特例制度が新設されておりますが、事業用家屋及び構築物それぞれに関する取得価格や用途などの要件、これをお伺いするとともに、これは他の市区町村の動向であります。その多くが昨年4月以降、固定資産税課税標準額の特例制度に加わった構築物の適用範囲に自家消費型の太陽光発電設備を対象にすべく準備を進めているということであり。これは、住宅用太陽光発電設備に係る固定価格買取期間が、10年間の措置が順次に終了することで、電力会社の買取価格が大きく下がってしまうことへの支援とも言われております。

また、道内を含め、大手の電力会社は、10キロワット未満の自家消費型発電設備以外は買取りを中断しており、今後は自家消費がメインになるものと考えられております。現時点においても地域決定型地方税制特例措置、先ほど申し上げましたが、いわゆるわがまち特例によって一定割合の減額を実施しておりますが、これを先端設備等導入計画の対象事業に含めるか、もしくは地方交付税算定における基準財政需要額にも影響を及ぼすことになるかもしれませんが、現行のわがまち特例の減額割合を引き上げるこ

とができないか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国の認定要件につきましては、これから言う全ての要件を満たす必要があります。四つばかりあるのですが、まず一つ目ですが、先端設備等導入計画に盛り込まれる予定の家屋であること、二つ目は、新築の家屋であること、三つ目は、家屋の内外に生産性向上、これは年平均1%以上、この要件を満たす設備等が一体となって設置されること、四つ目として、設置される先端設備の取得価格が300万円以上であることというふうになっております。

なお、事業用の家屋であっても、設置される先端設備が中小事業者の生産性向上に特に不可欠であることや事業用の家屋が、当該先端設備を稼働されるために取得または建設されること。事業用建物の建設等の設備投資が、中小企業者の労働生産性の向上に寄与するものであることなどの要件を満たさない場合には対象にはならないということも書いてございます。

以上でありまして、要件が満たされていれば太陽光発電設備についても認定となります。

当町におけるわがまち特例の内容につきましては、昨年の6月の定例会におきましても資料を提出しておりますが、太陽光発電設備の1,000キロワット未満以上の区分に分かれますが、減額の措置の対象としております。申請がありましたら、当然その制度の対象となりますので、新たな独自政策につきましては、今のところ考えておりません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 生産性向上の設備には、要件を満たす場合は、太陽光発電が加わることは可能だという御答弁をいただきましたし、また、わがまち特例につきましては、ただいま答弁ありましたように、1,000キロワット以上であれば4分の3、1,000キロワット未満であれば3分の2という減額幅になっているわけですが、これを拡大することについては、現時点では考えていないというような答弁であったと、そのように理解しております。

それでは、最後の質問になりますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴って、適用対象に事業用家屋及び構築物が追加されましたが、現行の生産性向上特別措置法では、とりあえず、先ほど町長の答弁にもありましたように、令和2年度までを集中投資期間と位置づけ、設備投資の支援を行ってきましたが、多くの市区町村の最近の動向を見てみますと、この生産性向上特別措置法自体の改正を視野に、先ほど来の事業用家屋及び構築物の取得に関する特例制度、先ほど申し上げた内容であります。これに足並みをそろえて、従来の償却資産に対する特例制度についても、2年程度延長されることを前提に、中小企業者への情報発信を起こっております。これはもう既に昨年12月の閣議決定されております。2年間延長されますし、それ以降は、地方税法の中で対

応することになるのだらうと思います。このことについて、当町はどのように考えておられるのかお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 生産性向上特別措置法につきましては、現在、国会でも審議されておりますので、国の動向を踏まえまして、現行の導入促進基本計画の延長に係る計画変更を検討していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 11時40分まで休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時40分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、私に与えられた一般質問を行いたいと思います。

いずれにいたしましても、通告してある案件でお答えを願いたいと思います。当然、私の文章等について事前に協議されていると思いますので、的確なというか、前向きなお答えを期待したいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

前段で申し上げますが、午前中、12時までで切り上げるという話もありますけれども、与えられたのが12時までということになると20分なので、1、2点までやって、3は昼からというふうに考えていますので、その辺、御了承願いたいと、議長にお願いいたします。2点までで、12時にならなくても終わった時点で中断したいと思っておりますので、よろしく議長の采配をお願いいたします。

それでは、通告しております第1点目の国保税の子供への均等割の減免策についてということで、3点出しているわけなのですが、これは、私、平成31年のときにもやっているのですが、その前にもやっているということで、この点について質問しているわけで、今回で3回目ということになれば、町長のお答えの中で、先回も申し上げましたようにというような御答弁が出てくるのかなと思いますけれども、いずれにしましても、状況が少しずつ変わってきているという形でございますので、しつこく、くどいようではありますが、質問してみたいと思っております。

今読み上げました第1点目の国保税の均等割の減免については、先般質問したときには、いわゆる国保会計そのものが、一般会計から繰り入れて子供を減免できないという話もあったりしましたが、今の状況の中では、（1）に書いてあるこの辺については十分理解されていると思うのですが、社会保険、いわゆる協会けんぽについては賦課されておられません。そういった意味でいけば、同じ子供が、一般的な自営業者には課税されるけれども、協会けんぽはされないということは、僕は不公平だと、格差があるのではないかとということで、今、全国的に問題になっております。先ほども言っ

たように、町長が答弁したときに、これからは各町村長会などでこういうものが話題になっているので、その推移を見たいということもあります。そういう答弁をいただいておりますけれども。

2番目にありますように、この時期に関して、コロナ禍における子育ての支援策として、昨年、コロナの関係で学校の登校を中断されたり、あるいは子供が家にいて、家庭的に、これは必ずしも国保の子供だけではないけれども、大変な家庭の負担にもなるという形ですので、言い方は悪いけれども、コロナにかこつけて減免したらということもあります。

それから、3番目では、国の負担軽減が動き出してきております。これは答弁の中で十分理解して、準備されていると思いますけれども、昨年の12月に厚労省では、子育て世帯の負担軽減ということで、未就学、いわゆる学校へ行く前の子供には50%の軽減をするというふうに通達で来て、私自身ではないけれども、そういう文章を見ているわけなのですけれども、こういうふうな形で国も、先ほども言ったように、町長が答弁したように、町村長の会議、知事会でも動いているということで、国の重たい腰も少しは動き出したのかと私は理解しますので、これに関連して、当町にも、昨日、町長の町政執行方針の中にもあるように、子育て支援について、結局当町は妊娠から出産、育児、18歳になるまで医療費が無料であるとか、学校給食がされているので、その辺は、これで子育て支援をしていきたいということであったと思うのですけれども、国保というのは、先ほど言ったように、子供の格差があるのです。僕が先回質問したときには、今もそうだと思うのですけれども、均等割2万2,000円だと思うのですけれども、あの当時、平成30年に質問したときには62人いて、正確に計算していきますと190万円、200万円以内で終わるのではないのかということも質問したと思うのですけれども、こういった中で、国が来年からということですが、今年から取り組む、5月に国保の納付書なんかを送られる時期でありますけれども、できれば今年からですけれども、来年に向けてでもいいですから、国が、今言ったように、未就学の人だけではなくて、少なくとも18歳までは子育て支援として、私はこういうことをきちっとされていないから、今、日本において少子化だと私は思うのです。子育てする自営業者が自分のなりわいをやりながら子供を見るという中で、僕的には、そうやって言ったら、子供なんか室ではないという人もいるけれども、子供は日本にとって、どこの国でもそうだと思うのです。そういった意味合いの中から、子育て支援として、十分な保障をすることによって、このままでいけば少子化ということになれば、本当に人口が逆三角ですから、そういった意味で、当町にとっては、ほかの町村と足並みをそろえたいかもしれませんが、率先してこういうものに取り組むと、簡単に言えば、学校給食は、十勝の中で一番先でした。そういった意味で、今、十勝の中でも学校給食に取り組む、そういう町村も増えてきておりますので、こういった面も取り上げて、何でも1番がいいということではないかもしれませんが、これに取り組むことによって、陸

別の子育てが十分であると。くどいようですけれども、執行方針の中にある、陸別の子供は、教育長の方針にもあるように、陸別の子供は陸別で育てると、そういった考え方もありますので、この辺についての取組を、今年と言いたいけれども、来年、国は、入学前の子供たちだけの軽減でありますので、その辺を上乗せしてでも、全体的にそんなにお金がかかる、1円以上になれば当然かかるという形態にもなるかと思うのですけれども、陸別の国保の基金を見ても3,000万円あるという中で、それは今後の国保の負担が増えたときに発出すると思っておりますけれども、そういった意味でお金は、僕は体力があると思って質問しているわけなのですけれども、その辺について、町長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員もおっしゃるとおり、この関連の質問、過去に2回ほど、これが3回目となると、そのようにお受けしておりますが、その際には、全国知事会などが国に対して、軽減制度の要望をしております、今後の動向を見極めたいと、そのように回答した記憶があります。

全国知事会では、平成30年7月の国の施策並びに予算に関する提案、要望の中に本件に関する要望も加えられておりますが、その後の動きはありません。道内におきましても二つの市が50%の軽減を行っておりますが、今のところ追随の動きがないというのも現状であります。今後、議員の提案や、先ほど議員がお話しされたような全国、全道の動きなども探りながら、町としての考えもまとめまして、前向きに検討していきたいと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長がお答えいただいた点で、満足というか、不満足というか、その辺の範囲で、絶対しないという、先回はしない話だったので、ただ、全国知事会の動きを見てという話でしたけれども、今、町長が考えてみたいということでもありますので、拙速的にお答えをいただくということにはならないと思っておりますので、今言った形で、今年ならなおいいけれども、来年の国の軽減に上乗せした形で進められることを期待したいというか、世の中に半分半分とありますけれども、5割以上期待し、今の答弁を聞いて、終わりたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。もう一度お願ひします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） なるべく議員の御要望に沿っていききたいと、そのように努力してきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 前向きな答弁と捉えて、今その姿勢で、私としては感謝申し上げますけれども、どっちにしても私たちに与えられた任期はあと2年でございますので、その間になるのかなと、期待したいと思います。

それでは、2番目の共同墓の設置の件について。

町民の要望があるので、実現に向けての進め具合というのですか、工程というか、方法を伺いたいと思います。

この件に関しても一昨年(平成30年)3月に、いわゆる一般質問でしているわけなので、これも先ほどの国保と同じ、この質問をしているのは3回ぐらいだと思うのです。何回も言いますが、くどのような質問になろうかと思いますが、その辺について御了承願うと同時に、先ほどの国の負担軽減と同じように、少しは町内でもこのことについては動き出しているのかなと私は思っていますので、御答弁を願いたいと思います。

というのは、昨年の陸別の自治会の中で、総会というか、コロナの時期なので、文書の要望ということで取り上げたまとめがあるということで、担当のほうから、そういうことがあったのかということでお聞きした上で、今、質問しているわけなのですが、このことについては、町内的に言えば陸別の町の中の自治会が、具体的に要望している人が6人いると、だから早く何かしてくださいというような話が出てきているし、僕自身も、さっき言ったように、一昨年の質問と、あるいは今までも言った中で、期待している人が数人おられます。共同墓はいつになったらできるのだということ。でもこれは私が執行するのではなく、町長の考え方なのでということで。先々のことも含めると、自分の計画もあるので、何とかしてくれという話があると。

これは、先ほどの子育て支援と同じように、町長も当然御存じだと思うのですが、ヨーロッパでは、ゆりかごから墓場までという、そういう福祉政策に基づくと、当然これはやるべきだと私は思うのです。先ほどもそうですけれども、今回のお墓についてもということで、ヨーロッパはお墓は個々にあるかもしれませんが、しゃれではないけれども、ゆりかごから墓場まできちっと行政というか、そこにあることによって。

先回は、お墓については、決して個人の弔いだけでないと、共同で入るということはお互いに、私自身も同級生もおられます。そういった中で、もし残った子供たちが入れてくれるのであれば一緒にその中で安眠したいと、そういった考え方がありますので、こういうものについて利用するということは、日本人は仏教徒でありますので、必ずそれなりの区切り、お彼岸とかお盆とか、そういう区切りの中でお参りに来ると。そういった意味でいくと交流人口になるのではないかとということも先回申し上げましたので、その辺について、つくることは僕は、町民が……。私、先ほどちょっと言い忘れていたけれども、質問したときに、町長は町民から要望がないという話の後、いわゆる宗教上の問題があるという話もあったけれども、これだけ要望があったり、期待している人もおられますので、取り組んでもらいたいと思うのですけれども、その辺の取組方として。

自治会から上がってきている中で、町長自身というか、部局の中では、設置の可否について協議を進めていくこととしますというふうにお答えを自治会にしているわけで

す。ですから、しないというのではないと思うのですけれども、その辺についての考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この関係の質問につきましても、議員から過去に3回ほどやり取りしていると記憶していますが、その際、いずれも私の回答は、町民からの要望はなくて、設置の考えはないですということと。もう少し時代の流れを見極めていきたいと言ったように記憶しているところなのですが。

この関係につきましても、令和2年度の自治会長会議におきまして、1自治会から共同納骨堂の要望がございました。共同納骨堂につきましても、近年、その設置の必要性も私どもも感じてきておりまして、令和3年度において、近隣町村の設置の状況やその運営方法、当町において設置した場合の施設の規模、また、設置場所、事業費、そこら辺を調査して、設置の可否について協議を進めていきたいと思います、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） このことについても、町長自身が先回とは少しは、前向きな姿勢という言い方は失礼ですけれども、取り組んでくれるのかなと。

今、町長が言われたように、決して陸別は初めてではないのです、自治体としては、ほかの町村もあるというふうに聞いております。僕自身、詳しくは調べておりませんが、そういった実例を一つずつ調査して、そして取り組んでいただける。

それほど僕はお金かけなくてもいいと思うのです。この流れの中で、今、北勝光生会の中で、あそこに入所している人たちが共同墓をつくってほしいということで、入所者の共同墓地をつくる、これは具体的に計画、お金の関係も含めて出てきております。少なくとも今年の8月までにはできるという話も聞いております。それはそれとして、町民一般の方が共同墓地ということを利用して、先ほど言った北勝光生会のほうの流れとしては、他町村から来ている人たちも入所者がいると。しかし、親亡き後についてどういふふうにしてほしいということは、先ほど言ったように安眠したいと。入所者そのもの、利用者が、陸別で世話になったので陸別で眠りたいということを強く思うと、そういうような意見があるというふうに聞いておりますので。それはそれとして、これはこれで、陸別町として取り組んでもらいたいということで、もう一度、町長の決意を伺いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 北勝光生会等々の話もちろっとお話は伺っていますが、それとは別にしまして、共同墓、近隣の町村でも、例えば池田町だとか、管外になるのですが、隣の訓子府町あたりもあると伺っています。同じぐらいの人口規模のところを参考になるのではないのかなと思っていますので、そこら辺、先ほども答弁したとおり、調査等をしていきたいというふうに思います。それで可否を決めたいと、そのように思っ

ております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いずれにしても、何か新しいことを取り組む上では、町長自身が直接的に指示・命令して職員が動くのだと思いますけれども、鋭意努力して、町職員にはプラス的な労働になろうかと思えますけれども、その辺、職員の調査の動きを信じて、町長、取り組んでいただきたいと思えます。この件については終わりたいと思いません。

先ほど言いましたように、昼でありますので、昼からまた次の質問をやりたいと思うのですけれども、議長、いかがですか。

○議長（本田 学君） 昼食のため、1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、午前中に引き続いて、私の一般質問を行いたいと思えます。残された時間、40分ということなので、その範囲内でできるだけ早く終わらせたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

通告しております3についてからなのですけれども、第8期高齢者保健福祉計画、第6期障がい者計画等について、これらに関連した質問を1から6まで通告しているわけなのですけれども、まず、一番先の1については、先ほど午前中に三輪議員がこの辺についても質問しておりますけれども、重複するかもしれませんが、お答えのほどをお願いいたします。

介護報酬、それから障害福祉サービスは加算方式なので、加算を得るためには有資格者を配置すると。そのためには、資格取得助成金の活用計画、このことについては、いわゆる福祉サービスとか、そういうものについては、資格者がいることによって事業者は加算をいただくと、そういう流れになっておりますので、できるだけ陸別の事業者、2法人、優愛館も含めて2か所あるのですけれども、その中で、資格がないと加算が得られないということで、これを得ることによって、働いている人の励みにもなるし、あるいは事業者の運営にも、いわゆる入所者とか利用者を得るためにも有資格が必要だといったことに今なっておりますので、この辺について、さきに質問してきたように、先般、総務常任委員会で、直接保健福祉センターの担当者等にお聞きいたしますと、何かしら資格がないとか、人員を配置することができないという話の中で、なかなか無理があると。後から出てくる言葉の中でも、有資格を得なければ利用者が入所できないということがありますので、資格取得助成金を町がせっかく出しているのですが、有効に活用できるような指導をしなければならないと思うのですけれども、その辺

について、先ほど町長のお答えの中では、積極的に資格を取るために強めるというのですけれども、具体的に事業者にある程度叱咤激励しなければならない面もあるのではないかと思いますのですけれども、その辺についてのお考えはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町介護職員等資格取得研修支援事業補助金につきましては、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、今後3年間、介護実務の入門資格である介護職員初任者研修を開催し、その修了者が町内各事業所の就業につながるよう取り組むこととしております。

さらに、介護の実務期間3年後に、国家資格である介護福祉士の受験資格を取得することができるため、介護職員初任者研修修了者がよりスキルアップできるよう、補助制度を有効に活用していきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほども言いましたように、ここにも書いてありますけれども、結局サービス事業を、国から支給されるお金を施設に、加算方式という、資格を有している人がいることによって加算されると。実態的な数字は私もよく理解していませんのですけれども、加算方式があると。そういった意味で、先ほども言ったように事業者にとってもいいことだし、あるいは働く人たちにとっても、資格を持つことによって、スキルアップと、今、町長言いましたけれども、そういった点で励みになると。次の段階にも行けるということなので、せっかく町で用意した資格取得助成金の制度を活用して、陸別の福祉のまちとして進める上で資格を取るように促してほしいと思うのですけれども、加算方式があるということも、もちろんこれは事業者が自覚しなければならない面もあると思うのですけれども、事業者自身が少しでも入所者に、こういう資格のある人がちゃんとそろえていますというPRにもつながると思うので、その辺について、きちっと取るように町のほうとして促すことはできませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、事業者がありますので、それ以上、しゃしゃり出てということは、それはないと思うのですが、議員おっしゃるように効率のよくなるように、町としてもそこ辺を活用していきたいと、先ほども言いましたが、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 普通は事業者のほうから要望があって、行政の補助をくれないかと、そのことによって少しでも負担、受講する人、あるいは事業主の負担も減ることになるけれども、町自身がせっかく、言い方はあれですけれども、親子心で出しているものを活用しないというやり方は僕は、いたましいというか、惜しいと思うのです。残念だと思うのです。そういった意味で、できるだけというよりも、いろいろ施設を運営する上では、今は日本の福祉制度にしても、どんなものでも資格がないとできな

いと。簡単に言えば、自動車の運転手が大型の免許を持っていなければ乗れないと同じように、そういう資格が日本の国の中での方向づけなので、そういうものが少しでもなるように、そして事業者に、結局、町としての支給者としても、当然そういうものを受けることによって、入所者自身も安心して入所できたり、介護サービスを受けことができることを前提にした上で、今いる人たち、介護職員で無資格の人がいたら、必ず受けるようにということを促して行ってほしいと思います。私的には、行政で助成金を出せという話なるのかなと思ったら、そうではない、逆にちゃんと用意しているので、活用できるように、せつかく予算を組んでいますので、予算を残すことのないようにと。聞くところによると30万円ぐらいあるのか、それが使われていないという実態の中で、やっぱり叱咤激励してほしいと思います。

次に、しらかば苑の建て替え計画と、町としての財政援助の考えはということに移りますけれども、しらかば苑の建て替え計画、これは第6期総合計画か、それを僕も見たのですけれども、そういうものが1行でも書かれているのかなと思ったけれども、書かれていないと思うのですけれども、書かれていたら書かれていたでいいのですけれども、その辺どうですか、計画に載っていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 6期の段階では、しらかば苑からそのような、改修、新築等のお話も承っておりませんでしたので、載っていないと思います。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 甚だ残念だということで、言葉を強く言いますが、やはり私も質問した経過があるのです。36年ぐらいたった建物を今後、計画していかないと、基本的には、自己財源だけ、あるいは町のお金というか、単独でやるわけにはいかないと思うのです。補助ももらわなければならないのであれば、こういう計画をきちっと載せていることによって有効に動いていくと思うので、甚だ残念だというのは、今まで僕だけではなくて、ほかの議員も質問してきたわけです。簡単に言えば、今の計画をする上で、特Aに判断されてから計画するというのではなくて、實際上、行政の動き方としては、今年計画したから来年できるという問題ではないと思うのです。必ず、こういう計画にも載っていない中だったら、今回、町長が、實際上要望がなかったとか、話がなかった、動きがなかったということです。今から動き出しても最低でも五、六年はかかるのではないかと思うのです。そういった意味合いからいくと、載せることが大事ではないかと思うのです。

そういった意味で、町長の執行方針の中にも、計画の見直しがあれば、当然そういうものを修正しますということを書かれておりますので、私は行政的な流れとしては、簡単に言えば、振興局あるいは厚生労働省になるのか、そういうお金が回ってくる道筋としては。計画に載せることによって、積極的に見受けられるので、修正してでもいいから、今後取り上げて、計画に載せていくということを考えていませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げましたが、6期総合計画の時点ではそうでしたが、8期の介護保険の計画にはきちっと載っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） くどいようですけれども、総合計画というのは10年ですから、一昨年つくったのは。その範囲内にありますので、修正してでも載せるように、必ず総合計画は議決の対象にもなりますので、積極的に提案して、直すところは直していくということをしてほしいと私は思います。そういった意味で、計画策定した段階、まだ話がなかったという、なった段階で修正して行ってほしいと思います。そういうことを強く要望しておきます。

それから、資金援助の関係なのですけれども、この点として、建て替え計画で、何年後になるかもしれませんが、一応首長として、こういうものについて財政援助をしますということの考え方はありますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） しらかば苑の建て替えにつきましては、現在、北勝光生会におきましても鋭意計画策定に努力されているところでありますが、以前より相当の金額が必要であるとの話が私どものほうにも届いております。当然必要な補助金の申請は行われると思いますが、毎年度の運営資金を確保の上、自己資金を充てていただくこととなりますが、さらに多額の資金が不足するものと、そのように考えておりますので、財政援助は必要だと、そのように考えております。

これから実施設計に入るということでありまして、金額の詳細は、今後、協議の中で示されてくると思っておりますので、その都度議会の皆さんには御報告しながら、協議させていただきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう気持ちで、財政援助するというのでいいのですけれども、実際、答えとして欲しかったのは、条例があるということは十分御存じであると、町長だけでなくて部局も。条例に基づいてきちっと、金額的には今まだ分からない段階ですけれども、それに基づいて執行して。しなければならぬと言うから、逆にしなくてもいいのかなというふうにも取れるかと思えますけれども、今言ったように、北勝光生会自身は体力はあると思っております、私も。単独で建て替えしていくというわけにいかないし、そうすること、行政の福祉を軽視することになると思うのです。そういった意味からいくと、当然それなりに行政として、福祉政策の中で、さっき言った計画にもきちっと入れることによって、福祉のまちとしてのアピールができると思うのですけれども。そういった意味と併せて、条例に基づいて、しなくてもいいという感覚ではなくて、しなければならぬという、することができるというのか、最後にそういう言葉の条例があるのですけれども、その辺についての考えを伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるように、条例に基づいてきちっと進めていきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そのような形で、陸別、何だかんだ言っても前々の首長が取り組んできた福祉の施設をそれなりに、まだ建て替えていない。各町村を見たら、結構それなりに辛抱して使っているところもあります。しかしながら、陸別の中では、今言ったように特Aに認定されているということは、少しでも新しい施設によって、簡単に言えば働いている人、あるいは入所者も快適というか、アメニティ的な要素もありますので、早急に取り組むといっても補助金が当たらなければできないので、それをきちっとしていくことによって、陸別が。これをしていかないと、後からも質問しますけれども、そういった福祉の対策というか、施策として遅ればせになると思うのです。そういった意味で、十分事業者とも相談しながら、きちっと対応していただけるかどうか、もう一度質問したいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それは、先ほども申し上げたとおり、事業者ともきちっと話を詰めながら、その都度皆さんにも相談してまいりたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうことで、時間のかかる話なので、この辺については、町長の決意を改めてお聞きしましたので、そのような方向でぜひ実現していったほしいと思います。

それでは、3番目の建て替えに併せて、介護度1、2の人たちが入所できる施設を予定しているのかと。また、別に中間施設を考える計画があるのか。

これは、先ほどの三輪議員が質問しておりますけれども、いずれにしましても、中間施設がないという中で、今の優愛館にしても、もちろんしらかばは介護度3以上なのですけれども、その間の1、2について、簡単に言えば介護難民になってしまうという実態の中で、そういうものをきちっと、継続した福祉サービスを受けられるような、そういうものを。これは、今までもほかの議員も含めて私も言ったことがあるのを覚えているのですけれども、途中で介護を切るというのは、本当に冷たい福祉政策だと思いますので、こういうものについてきちっと、何らかの方法で、今現在、施設がないのでという言い方ではなくて、切れ目のない福祉をつないでいくという上で、当然、先ほど建て替えの関係でということも言っていますけれども、今の現時点でもそういうことをフォローしていかなければ、切れ目のない福祉政策にならないと思うので、その辺について、これも先ほど言った総務常任委員会で担当者と話したのですけれども、この問題については、それなりに一つずつのハードルがあるので、直接、担当者としては、お答えを差し控えるみたいな話がありましたので、首長として、この辺をきちっと継続できる

ような、福祉が継続できるような形というのは、しらかば苑の建て替えだけではないけれども、そういうものを取り組む、そういう決意はどうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回のしらかば苑の建て替えに併せまして、介護保険の枠にこだわることなく利用できる、いわゆる議員おっしゃる中間的な施設、これを整備できないかと、法人と協議を進めております。

方針としては、施設内にと考えておりますが、介護保険施設の利用ということで、法的にいろいろな制約もあると、そのように考えておりますので、現在、施設整備に絡めて、法人が道と今協議を行っているという段階でございます。

今後、施設整備のほか、運営方法なども整理していかなければなりませんので、各事業者、関係者との情報共有、また連携を図りながら、当町にとって必要な社会資源及び介護サービスの在り方などにつきましても協議・検討を積極的に進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） このことについては、第8期の高齢者福祉計画の中にもきちっと文章として表されているので、その辺については、事業者と話して。

先ほど言った資格者がいないということは、こういうところにも取り組めないで、さっきの1番の話に戻るように、資格を持った人が配置できる、そのためには、今からきちっと養成していくという、備えあれば憂いなしみたいな体制を取ることが僕は重要だと思うので、その辺について連結して実施して行ってほしいと思います。

そのためには、私的にいえば、行政の指導的、あるいは事業者に対する指導的な立場にある、何だかんだ言っても陸別で一番のリーダー権を持っているのは町長ですので、その辺を強く申し入れして、福祉のまちとしてのプライドを持つものに、条件ともなりますので、その辺を十分考えて、あるいは事業者と話し合っ、目の目を見ていただきたいと私は思います。そういった意味で、町長自身が今答弁されましたような方向で、よろしく願いいたします。

それから、4番目に入りますけれども、独り暮らしの高齢者への緊急通報装置が全部完備されているのかということですが、私は具体的に調べていないですけれども、福祉計画第8期の中で、未整備のところもあるような書き方もしていますので、その辺について、もし質問が間違っていれば訂正しますが、全部に完備されていないような気がするのですけれども、されていないとすれば、全部に必要だと思うのですけれども、その辺についての考え、取組を御答弁願います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 独り暮らしの高齢者への緊急通報装置の設置は、陸別町緊急通報システム事業実施要綱の定めにより、対象者が本町に居住する、おおむね65歳以上の者で、独り暮らしの者であり、かつ健康状態、身体の状態または日常生活動作の状況

に支障のある者、または独り暮らしの者であり、かつ身体、知的、精神の障害があり、日常生活動作の状況に支障のある者並びにその他、町長が必要と認めた者が設置対象者で、本人あるいは家族からの申請により設置しております。したがって、独り暮らしの高齢者全てに設置されているというわけではございません。

ただ、申請を待つのみではなくて、日々の業務等の中で、対象となり得る方の情報があれば、装置の設置に関わる説明を行うなど、こちらからも働きかけを行っております。

その他、議員もそこら辺を心配していると思うのですが、例えば息子さんや娘さんと2人暮らしだといった場合、息子さんはほとんど稼ぎに行っていて、独居と同じだということで、身体面で不安があって、日中は家で、今言ったように1人きりだといった場合は、独居世帯と準じるような形でおりますし、また、体調面に不安のある高齢夫婦のみの世帯でも、独居と同じような、対象というふうにしているところでもありますし、そういうところで設置している事例もあります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が答弁されたように、本人の申請、日本の行政サービスを受ける上で、何でも申請主義なのですけれども、状況的には、陸別の1人も、今、コロナの時期であります。コロナ禍の中で、ある見通しを立てる学者に言わせれば、最低でもあと2年かかると、そういった状況が言われている中での取組方として、今現在、そういう発症の人はいないけれども、そういう状態にもしなったときに、何だかんだ言っても、前にも質問しましたけれども、いろいろなことがマスコミで情報を流しているけれども、簡単に言えば情報は錯綜しているという状況で、昨日言っていた学者が今日言うのは違うといった中で、どこからどういうふうに高齢者に感染するか分からない状況ですので、一刻も早く、症状が出た段階で取り組めば軽症で済むというのが実態でありますので、こういう緊急装置をつけていくということが僕は喫緊の課題だと思います。そういった意味で私も今回は質問したし、あるいは何回も言いますが、総務常任委員会でもそういう話が出ていますので、未設置の場合については、もちろん度合いにもよりますが、設置していくように、それほどお金はかからないような気がするのですけれども、大体1件幾らぐらいなのか、その辺、取組方と、どれぐらいなのか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 設置費であります。1件2,000円未満だそうであります。

全てにつければという御意見であります。先ほども申しましたように、こちらでも申請を待つのみではなくて、いろいろ情報を収集して、必要などころはということで、こちらからも働きかけを行っているというふうに申しました。

ただ、この機械を必要としない人に設置して、そのまま、例えば長期間不在になったとかなんとかという、警報がこちらに来るようになっていきますので、そこら

辺、のべつ幕なしということにはならないのではないかなと思いますが、議員おっしゃるように、必要などころにはきちっとできるように、そういう努力は今もしていますし、これからもしていきたいと思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） やっぱりメイン的には、個人的な連絡網だということで、あくまでも申請がなければという、そういう姿勢だけはやめてほしいと思うのです。保健福祉センターなり、あるいは社会福祉協議会自身が常日頃、個人個人の状態を把握している段階で、率先して、もちろん本人の承諾が必要ですがけれども、働きかけることを前提にした形で、今、町長が言ったように、取り組んでいきたいという考え方でありますので、その辺のことを考えて、申請主義を重視しないで、できるだけ、こういうものがありますけれども、つけませんかみたいな、積極的に呼びかけというのですか、そういうことは必要だと思いますので、実施してほしいと思います。

それから、5番目、独り暮らしの高齢者の見守り体制はできているのか。

このことについて質問しているのは、近年、話を聞いている中で、いわゆる新聞配達をしている人が、たまたま新聞がたまっているのでおかしいと、そういうような情報で、社会福祉協議会かどこかに連絡を取ったり、あるいは警察に言ったりしていくという、そういう状態もあります。

僕が今回質問したのは、郵便局の人たちが、そういう変化というのですか、日常の配達業務の中で見られた場合には、すぐ連絡が取れるような、そういう体制で見守りというのは、何も今言った郵便局あるいは新聞配達だけではなくて、日常的に何かの用事で1軒1軒回っている人たちもいます。そういう人たちがきちっと連絡を取れるような、早急にそういう体制が必要ではないかと思ってこれを質問しているわけなのですけれども、そういう体制をつくることによって少しでもこぼれることのない、簡単に言えば、今までの事例でも、何日も寝ていて食べていないというのが、もう1日早ければ助かったのという情報もある中で、陸別ではないですけれども、そういうことの少しでも漏れのない、見守り体制というのを、これは必ずしも行政の、社会福祉協議会あるいは保健福祉センターの職員が動けというのではなくて、そういうようなことを一応連絡網として構築していく必要があると思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 独り暮らしの高齢者の見守り体制についてですが、見守りが必要な方の情報については、地域自治会を初め様々な方々、また、機関から寄せられまして、地域包括支援センターに集約されております。活動としては、社会福祉協議会の電話サービスや配食サービスなどにより、また、緊急通報システム設置により安否確認を行っているほか、地域包括支援センター職員が必要に応じ訪問しまして、見守りを行っています。

なお、民間事業者との見守りの協定、既にできておりますが、北海道新聞社、北海道

ファーマライズ株式会社、日本郵便株式会社陸別郵便局、生活協同組合コープさっぽろ、その他陸別ハイヤーなどからも貴重な情報提供をいただいているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう体制であるということはすばらしいことだと私は思いますので、なお一層充実した形を取って行ってほしいと思います。

そういうことで、6番目に入りますけれども、精神障害あるいは発達障害、高次脳機能障害などによる、これは障害計画にもある中ですが、ひきこもり者の把握と支援体制ということで、個人的な情報もあろうかと思うのですが、この辺についての把握の仕方と支援体制、このひきこもりというのは非常に難しい面がありますけれども、やはり保健福祉センター等について、言い方はあれですが、陸別の2,400人の人口の中での割合では、そんなに多いわけではないので、そういうことについての把握は当然できると私は見ているので、その辺についてのひきこもり者に対する、簡単に言えば障害的な一つの前触れでもありますので、その辺についての体制はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 精神障害、また発達障害、高次脳機能障害、これらを持つ方は、手帳や公費負担医療の申請などにより一定の把握はできますが、議員おっしゃるように、ひきこもり者であるかどうかは、家族や関係者からの相談、また、通報がなければ実態の把握はなかなか困難だということも実際のところでもあります。

ひきこもり者の支援体制につきましては、福祉なんでも相談として、陸別町社会福祉協議会の相談支援、いわゆるささエールが担っております。また、心の悩みの専門的な相談窓口として、帯広保健所や北海道ひきこもり成年相談センター、障害に関する専門的な相談窓口として、十勝障害者総合相談支援センターなどとの連携や紹介を行うほか、民間のひきこもり支援機関の情報提供なども行っております。

なお、厚生労働省から市町村に対しまして、令和3年度末までに次の取組を実施するよう要請が来ております。

まず、それは三つばかりありまして、一つ、ひきこもり相談窓口の明確化、そして周知、二つ目として、支援対象者の実態やニーズの把握、三つ目に、市町村プラットフォームの設置、運営であります。このうち、支援対象者の実態やニーズの把握については、令和3年度実施を予定しております。地域福祉計画策定に関わるアンケートにおいて把握したいと考えております。窓口等については、その結果を踏まえて、関係者と協議をしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 非常に難儀な形だと思いますけれども、いずれにしても、ひきこもりは、成人だけでなく、未成年者、子供、そういうものもある中で、多岐に

わたる面があると思うのですけれども、今、町長が答弁されたように、町民の人たちの中で、一刻も早くということではないけれども、早いうちにきちっと指導なり治療を受けると治っていく場合もありますので、その辺も考えた上で取り組んでいってほしいということをお願いいたします。町長の答弁では、そういうふうにしていくということなので、大変私としてはうれしく思います。そういうことを充実させてください。

最後のＣＣＲＣ構想の取組ということで通告しているわけなのですけれども、これは、先ほど三輪議員が言ったワーケーションという、そういう部類とも合わさってくるのかなと思いますけれども、私は、高齢者の方の、先ほどの話に戻りますと、施設が新しくなると、多分今しらかば苑にいる人たちの中には、陸別在住ではない方も来ていると思うのです。そういった人たちが今後、要するに外部から入所者を募らなければならないということも大事だと思いますけれども、町内で全部が埋まるわけではありませんので、少しでもＣＣＲＣ構想、いわゆる都市部で生活する高齢者が自らの希望で地方に移り住んで、ここで介護サービスなどを受けるといふ、そういう持続的なことができる制度ですので、先ほど三輪議員が質問した中で、町長が、台東区、簡単に言えば東京陸別会、それをということなのですけれども、こういう高齢者についても、私の勝手な理解なのかもしれませんが、今のコロナ禍の中で、都会で住みづらくて、地方に出て余生を送りたいという希望も出てきているという状況の中で、ＣＣＲＣ構想を少しでも早めに取り組んで、陸別に住んでもらいたい。少なくとも陸別会を通じてとなれば、陸別で生まれ育った人が東京に移住しているという実態の中で、またふるさとに戻ってきてほしいと。そういったことも取り組むことが必要ではないかということで、ＣＣＲＣ構想を今、これも先ほどの総務常任委員会でも出された話です。そういった意味で、そこでいろいろ、身内の人がないというのであれば、縁起が悪いという話になるかもしれないけれども、そこで余生を送って終わったときには共同墓地に入るといふ、そういう一つの段階をつくってほしいと思いますので、その辺についての取組の考えを伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 日本版ＣＣＲＣ構想、私こうやって短縮するのは余り好きではないのですが、コンティニューイングケア・リタイアメントコミュニティというそうですが、東京圏を初めとする地域の高齢者が希望に応じ、地方やまち中に移り住んで、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療、介護を受けることができる地域づくりを目指すものというものであります。

その構想の意義は、主に三つばかりありまして、一つは、高齢者の希望の実現、二つ目は、地方への人の流れの推進、三つ目、東京圏の高齢化問題への対応であります。この考えも含め、地方創生の観点から、まち・ひと・しごと創生基本方針に、生涯活躍のまちの考えが盛り込まれました。

その後、昨年度になります。その考え方の見直しが行われまして、これまで中高齢

者の移住に重点が置かれていたものが、全世代を対象とした全員活躍型の生涯活躍のまちの推進となっております。

当町は、第2期人口ビジョン総合戦力でも、このCCRC構想には直接は触れておりません。高齢者の人の流れではなくて、あらゆる世代の地方への人の流れを強化する取組を図りたいと、そのように考えております。

第2期総合戦略でも、新しい人の流れをつくるとして、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ること、関係人口の創出と拡大につながる取組により、移住・定住対策を進めていくというふうにしております。

当町といたしましては、日本版CCRC構想にこだわらず、第6期総合計画、第2期人口ビジョン総合戦力に基づきまして、移住・定住対策、高齢者支援の充実に努めていきたいと考えておりますが、北海道の進める北海道生涯活躍のまち推進ネットワークに参画しまして、情報収集、また課題の共有、道内の一元的な情報発信による効果的なPRなどに取り組んでいきたいと、そのように考えております。

人口減少を抑制するためには、転入を促進し転出を抑制する必要があります。町民が生涯にわたって健康で元気に生活ができ、高齢者も住み慣れた地域で安心して一生を暮らせる生活環境整備を進めていくことが必要ではないのかなと考えております。

人を呼び込むことも重要でありますし、今住んでいる人たちも転出していかない、そういうまちづくりもさらに大切ではないのかなと、そのように考えております。そのためにも保健、医療の充実と、当町の場合においては、農村部で独り暮らしをしている方が市街地、いわゆるまち中に移り住んでいただくようなことも考えていかなければならないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が詳しくCCRCについて話をされたのですけれども、基本的には、来てもらったはいいいけれども、受入れ環境がどうなのかということになってくると、せっかく来た人ががっかりさせるということにはならないような、定着していくと。今、町長が言ったように、来てくれる人だけではなく、今現在住んでいる人も含めて、そういう体制を取るといって、僕は環境整備をきちっと、もちろんいろいろアンケートとか、そういうものもあると思うのですけれども、私は、陸別は体力があるから、財源的に、それを活用して、少しでも喜んでもらえる。例えば陸別の公住が空いているとか、あるいは福祉施設等についても入る人がいないとか、そういう問題では駄目だと思うのです。そういったものも取り組む、少しでも環境を。いろいろ町長に課題として言いますけれども、生活できる、安心して住み続けられる、そういう条件を少しでも整備して、陸別が人口が増えればいいというのは、それは2番目の目的であって、あくまでもにぎやかなまちづくりということも含めた形を取ることが大事だと思いますので、ぜひこのCCRC構想に沿った形を取ってほしいと思います。

基本的には、入り口はありますから、さっき言った東京陸別会とか、あるいは札幌陸

別会とかと、そういう人たちは、みんな陸別から行った人たちの集まりでありますので、帰ってきてくださいと。安心して住んでくださいという、そういうPRになるような姿勢を取ってほしいと。町長が今言ったような形で取り組む気があるということをも十分認識して、一般質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時45分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員

